

令和4年 第4回定例会
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和4年12月12日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也

(総務課)

課 長	村田 ゆかり	課長補佐	石川 俊介
課長補佐	金子 寛之	主 査	市川 雄也

(契約管財課)

課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
課 長	木須 紀彦	係 長	関口 直人

(情報政策課)

本日の委員会に付した案件

- 議案第63号 長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例
- 議案第64号 長与町個人情報保護法施行条例
- 議案第65号 長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第66号 長与町行政不服審査会条例
- 議案第67号 長与町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 長与町情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第72号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第75号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第76号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第77号 長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例

開 会 9時30分

閉 会 14時42分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和4年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

おはようございます。早速ですけれども、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。なお、先ほど、本日参考資料といたしまして4点の資料をお配りしてございます。まず資料1ですけれども、本条例により実現できることというもの。次に資料2といたしまして、今回ご提案しております条例と、あと基となってございます法律との比較表でございます。次に資料3といたしまして、今回の条例案に基づく条例の施行規則の案をお付けしております。そして最後に資料4といたしまして、この施行規則の案の第15条の中で引用しています法律施行令の表ということで添付させていただいてございます。こちらは適宜説明をさせていただく際に、ご説明を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いたします。それではまず資料1でございます。本条例により実現できることとタイトルを打ってございますけれども、こちらをご覧くださいと存じます。こちらは、本条例の制定により実現できる今後の手続きのイメージをお示ししております。いわゆるオンライン申請でございますが、従来、役場の窓口で署名であったり添付書類を提出し、納付書で手数料を納付している手続きというものが、スマートフォンやパソコンでマイナンバーカードを利用することで、署名ですとか添付書類が省略をされ、手数料等はクレジットカードなどオンラインで納付できるということになります。そちらの方を簡単に図として示させていただいているところでございます。それでは、議案第63号をご覧くださいと思います。各条の説明をさせていただきます。第1条では、本条例の制定目的について規定しております。本条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、以下、デジタル手続法と申します。第13条第1項の規定に基づき、条例等に基づく手続きにおける情報通信技術の利用を可能とし、手続等に係る関係者の利便性の向上、ならびに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的として制定するものでございます。デジタル手続法は、国において法令により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなくオンライン化を可能とするための通則法、全体を通しての規則として制定されており、本条例もこの制定方法に準じて、条例等を個別に改正することなく行政手続のオンライン化を可能とするものでございます。こうしたことも含め、本条例は、その構成、考え方においてデジタル手続法にのっとったものとなっております。この構成の参考資料として、資料2、条例と法律の比較をご覧くださいと思います。片

面でちょっとボリュームがございませぬ、13ページほどございませぬけれども、こちらの詳細な説明は割愛させていただきたいと思ひますが、数ページ見ていただいた中でも、ほぼ同じような規定となつてゐるということがお分りいただけるかと思ひます。定義ですとか、各規定の構成、表現、ほぼ同一でございませぬ。本条例が国のオンライン手続法の地方版ということがご確認いただけるものと存じます。次に、第2条のご説明にまいります。議案の方にお戻りいただければと存じます。第2条では、この条例において掲げる用語の意義について規定してあります。第1号では、オンライン手続を可能とする条例等を定義してありますが、ここには水道局の規程、また、長与町が処理することとされた事務について規定する長崎県の条例および規則が含まれてあります。第2号では、オンライン手続を可能とする町の機関等を定義しており、具体的に本町では、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、議会および水道局が対象となります。第3号では、書面等を、情報が記載された紙その他の有体物と定義しており、ここには電磁的記録が含まれません。従つて、条例等で書面等で行ふこととされている場合、オンライン化ができないことになり、この法的な制約を除去することが本条例の制定の主な目的となつてございませぬ。第4号では、署名等を定義しており、自己が作成したこと、または自己の責任を明らかにするために、氏名または名称を書面等に記載することを意味してあります。第5号では、電磁的記録を定義してありますが、本条例の目的から、電子計算機による情報処理の用に供されるものに限定をしており、いわゆる録音テープ、録画テープを含まないことを意図した定義となつてございませぬ。第6号では、申請等を次のように定義してあります。申請等とは、申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知としており、これには、審議会等への諮問や協議の申し入れ、報告、意見書の提出、請願や苦情の申し出なども広く含まれます。後段においては、申請等がある機関を経由して行われる場合、申請等を行う者から経由機関への通知と、経由機関から申請等を受ける者への通知は、それぞれ別の申請等とみなして本条例の規定を適用することとしてあります。またここでいう通知とは、ある事実や意思を伝えることを指しており、情報ではなく物を提出する行為自体は含まれません。次の第7号で説明いたします処分通知等において、行政処分の通知と併せて何らかの許可証などを物として交付する場合などは、許可の通知をオンラインで行ひ、別途、後日、許可証を送付することは差し支えないということになります。第7号では、処分通知等を定義してあります。処分通知等とは、処分の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行ふ通知としてありますが、応答の意味合いのものだけではなく、町の機関等から一方的に通知されるものも含まれます。しかしながら、公告、公示、公表など不特定者に対して行ふ通知は、電子計算機を利用できない方に不利益を与える問題が生じることから、不特定者に対して行ふ通知はここから除かれてあります。また、処分通知等がある機関を経由して行われる場合は、申請等と同様に、処分通知等を行う者から経由機関への通知、経由機関から処分通知等を受ける者への通知は、別の処分通知等とみなして本条例の規定を適用するこ

ととしております。第8号では、縦覧等を定義しております。縦覧等とは、条例等の規定に基づき町の機関等が書面等または電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することであり、請求を待たずに一般に見せることを意味しております。第9号では、作成等を、条例等の規定に基づき町の機関等が書面等または電磁的記録を作成し、または保存することと定義し、第10号では、申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等、これらを総称して、手続等として定義をしてございます。続きまして、第3条でございます。第3条第1項では、申請等をオンラインで行うことができることについて、冒頭申し上げました通則法の方法により規定しております。またここでは、他の条例等の規定にかかわらずオンラインで申請等が可能であることを規定しているのみであって、申請者等にオンラインで手続を行う権利を付与するものではなく、また、町の機関等に、申請等をオンラインで受け付ける義務を課すものでもないことにご留意いただければと存じます。また、申請等の定義からも分かりますように、オンライン申請の対象となる手続は多様となることから、これらの手続、使用するシステム等については、町の機関等が別に定めることとなっております。また、使用する電気通信回線は専用回線ではなく、インターネットを念頭に置いてございます。第2項では、オンラインでなされた申請等は、この申請等を直接に規定する条例等の規定が適用されることを定めております。第3項では、オンラインでの申請等は、町の機関等が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときをもって、到達したとみなすことを定めております。第4項は、署名等が必要な申請等は、マイナンバーカードの利用など、氏名または名称を明らかにする措置であって、町の機関等が別に定めるものをもって代えることができることを定めております。第5項では、使用料または手数料の納付をオンラインでできることを定めております。第6項は、申請等の一部を部分的にオンラインでできることを定めております。これは、オンライン申請等をするに当たって、添付書類を書面で別に送付するような場合を念頭に置いた規定でありまして、デジタル手続法第2条の基本原則の一つであります「一連の工程が情報通信技術を利用して行われるようにすること」、こちらデジタルファーストというふうに言われたりもしますが、これに対する例外を限定して規定するものでございます。第4条では、処分通知等についても、前条の規定と同様にオンラインでできることを規定しております。しかし、申請等と異なり、処分通知等を受ける者が、町の機関等が定めるオンラインでの方法でその通知を受けることを了承した場合のみに限られております。これは、処分通知等を受ける者がオンラインで受け取ることを希望しない場合や、そもそもオンラインにより受け取ることができる環境にない場合に、これを行うことは適切ではないとの観点からでございます。また一方で、処分通知等を受ける者の側に、必ずオンラインで処分通知等を行うことを要求する権利が認められているわけではないこともご留意いただきたい点でございます。第5条では、縦覧等を書面等ではなく、電磁的記録によりできることを定めております。具体的には、オンラインで住民の方が保有するパソコンの画面上に表示する方法や、町の機関等の専用端末の画面上に表示する方法が

想定されます。第6条では、書面等の作成等を電磁的記録によりできること、通則法の方法により規定しております。第7条では、オンラインでの手続きが適当でないもの、そもそも条例等でオンラインでの手続きが規定されているものについては、本条例の適用から除外することを規定しております。第8条では、添付書面等を省略することができる場合について定めております。なお、本条の規定は、オンライン申請等の場合に限らず、オフラインで行われる場合も対象に含まれております。直接に、または電子情報処理組織を使用して当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合に添付書面等の省略を可能とするものですが、具体的には、マイナンバーカード等に記載された情報を直接に提示して本人確認を行うことが可能であったり、電子署名等の認証制度を利用したりする場合や、町の機関等は保有していなくても、インターネット上で公にされている情報や町の機関等がアクセスし得るデータベースに保存されている場合等も含まれ、町の機関等同士の情報連携による方法に限られておりません。第9条では、オンライン手続の状況をインターネット等で公表することを想定しております。電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等および処分通知等を公表する旨を規定しております。第10条は、本条例の施行について必要な事項は別に定める旨の委任規定でございます。なお、附則につきましては、特定の日を設定する必要がなく、また、速やかに本条例を適用させるために、施行期日を公布の日からとしております。また、資料3といたしまして、本条例の施行規則案をお示ししてございます。ご覧いただければと思います。こちら詳細は割愛いたしますが、これは、条例案の各規定の中で、町の機関等が別に定めることとしておりました内容を規定するものでございまして、同様の内容のものを各執行機関が定めることを想定しております。最後に資料4として、省略できる添付書面として、施行規則案の第15条に引用しております行政の推進等に関する法律施行令第5条の表を添付してございます。ご覧いただければと思いますが、こちらの表の右側の欄の場合において、それぞれ住民票の写し、住民票記載事項証明書、登記事項証明書、印鑑証明書の省略を可能とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

利便性の向上とならびに行政運営の簡素化および効率化というところではありますが、町民の生活の向上に寄与するというのが目的としておりますが、この電子申請を町民の方が大体どのくらい利用する予定を見込まれているのか。それと、行政の運営の簡素化、効率化は何%ぐらいの効率化を図る見込みがあるのか、お知らせください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

まずどのぐらいの方の申請が見込まれるかということですが、こちらの方はまだ現在分かりません。ただ、実際このオンラインでできる手続きというものがどのぐらいあるのかということなんですけれども、約1,300手続きが一応あるだろうというふうな確認をさせていただきます。ただ、オンラインでするものについてはこの手続き、どんどんまだこれからも広がってくるということも考えられますので、それも含めたものであるということですが。そして利用率ですけれども、こちらの方も冒頭申し上げましたように、想定ができないということでもあります。それが一定このオンラインですね、これからも周知を今から進めさせていただくことによって、できる限りオンラインの手続きということをしていただけるような形での周知をしていきたいなと思っているところです。効率化ですね。オンライン手続きをするということなので、まず来庁する必要がなくなるということ。あと、添付書類のご準備をしていただく必要がなくなるということ、あと来庁時間等を気にしていただくことがないというふうなこと、ここについては住民の方からの効率化かなというふうにも思いますし、これは私ども職員からも同様な形の効率化が図られるものと思っています。あと、ほかの自治体についてですけれども、参考までにですが現在県内10自治体で制定の方を確認してございまして、また本町その他4自治体が今回の12月議会での上程を予定していると把握をさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。それでは、このような合理的な行政運営と町民の生活の向上ができるということなんです、町民にはどのような、しっかり啓蒙を、今後広報を果たしていくのか、そこをお知らせください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

条例の方にもうたわせていただいておりますけれども、こういった手続きができますよということについては、インターネットが広くだと思っておりますけれども、そういう形での通知というのは当然させていただくということと、あと、これはもう全庁的な話になりますので、これは電子申請ができますよというふうなことを、まず紙の文書でのお願いにはなってくるんだと思っておりますけれども、そういう形で浸透させていくこと、一つ一つ丁寧にやっていくことかなと思っています。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと私も聞き忘れたんですけども、通則なんですけども、これは通則で、ほかの条例等でいわゆるオンラインとかそういう規定があるのがあるんですけども、どちらが優先するか、通則が優先するのか、ちょっと聞き忘れましたけどね。そこと、それからクレジットカードですかね、オンラインで納付ができると。そうするとそういうシステム、庁内にも作らないといけないわけですよ、役場にね。システム構築を図っていかないと、今まで無いものが、こういうようにするわけですから、決裁ができるシステムを長与町で作っていくのかどうかですね。多分必要だと思うんですけども。それと、議会では請願とかいろいろあるわけですけども、議会にもこの通則が適用されるのかどうか。通則は適用されると思うんですけども。それから、署名、印鑑の捺印が省略されているんですけども、その署名は例えばオンライン上で手書きの署名ですか、記名にするのかというのがあるわけですよ。手書きって言ったら実際の自分で書いたのが電子化されていくやつと、それから記名ですね、普通のワープロで打った、例えば私だったら内村という方法でいくのか、取りあえずそこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

まず通則法、今回の条例とそれぞれの規定のどちらが優先しますかということでございますけれども、適用除外という規定があったかと思いますが、第7条第2号でございます。ここに、手続等のうち他の条例の規定において云々という形で書いておきまして、その規定がされているものについては、この条例の適用から除きますということです。重複するというふうなことは考えていないと、ここです。決めているものについて適用しませんので、優先という考え方にはならず被らないということになるというのが、まず1点目のご回答になります。2つ目です。クレジットカード等をできるようにするためのシステムの導入の件でございますが、こちらの方につきましては、今年度の当初予算の方で計上させていただいております。実際にもう導入の方はしている形でございます。今、実際にそのテスト運用というかそういう形で進めているところがございます。次に3点目でございます。議会の方ですね、こちらこの条例が適用されるのかということですが、委員お見込みのとおり適用されますということです。そして、最後でございますが署名についてですけども、一定今回の条例はデジタルオンラインでの署名というふうな意味合いで申し上げれば、いわゆるデジタル書面といったものです。個人の認証するものについて今想定され得るものとしてはやはりマイナンバーカードかなというふうに思っております。あと、企業についても、企業独自の電子証明書、そういったものがあるというふうにご存じですので、そういったものを活用しながら、電子でできるものについては取り組んでまいるというふうに考えてございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと確認です。先の通則とその他の条例ですね。これは被らないと。どちらを適用してもいいということになるわけですね。被らないという意味は。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

どちらをとというか、もうどちらかという形だと思っております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先ほどいわゆる署名ですね、これがいわゆるマイナンバーカードで一応考えておられるということで、マイナンバーカードを持っていない人が多いわけですね、実態的にね。そうすると、先ほど言った個人で、電子署名ですかね、例えば内村博法って書きますよね。あるいは記名、ワープロで送るのも普通の字体、それも有効なのかどうかということですよ。それと併せて、例えば請願なんかで出てきますよね、署名のですね。そういったものも議会にとっては考えられるわけですが、そういう意味でお聞きしたんですけど、その辺りどうなのかと思うんですね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

質問の趣旨を意図しておりませんでした。当然ですね、オンライン申請、これは可能というふうなもので、強制してこれに一本化するというものではございません。ですので引き続き、そういった署名、押印等が必要だとさせていただいているものについては、当然、有効という形でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

オンラインで申請する場合ですね、請願者が。そういう場合に、請願をオンラインでする場合に、請願の署名が例えばマイナンバーカードを持ってなくて、先ほど言った署名ですか、自分で電子化されたのでできるのかどうか、これは請願とは限りませんが、他の申請でもあり得る話なんですけども、という意味です。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今、委員がおっしゃっているのは、アナログの署名でかつオンライン申請でできるのか

というふうな場合がどうかということなのかなと理解をいたしました。その場合は、当然それぞれ請願を受ける執行機関等の判断にはなるとは思いますけれども、電子で仮に来た請願であったり文書が果たしてその人本人から来たものなのかどうかというふうなことってということが、署名、直筆の署名、それがどういうふうな形で送付されてくるのか、送信されてくるのかというふうなものもあろうかと思はいますけれども、それをこの場合はいいですというふうなことが確認でき得るものであればそれは有効なんだろうと思はいますけれども、やはりこれではちょっと本人のものかどうかが分からない、ほかに改ざんされる可能性があるレベルのもので送信されてきたというふうなことであれば、それは受けることができない場合もあるのだらうというふうに思はいます。ですので、一定そこは今想定されているのはしっかりとした署名というところ、まず本人でありますよということと、それが改ざんされていません、正しく送ったものですよというものが確認できるような認証局というふうなものを通して発行される電子証明書、こちらの方が添付されているようなものというところを前提としているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

何点かお伺いしますが、まず説明された中で、電子申請の説明の中で電子申請は権利ではない云々と受理も義務ではない云々というくだりがあったんですけども、私はよく聞き取れなかったというか理解できなかったんですけど、そこをもう少しかみ砕いてどういった意味なのかをお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

申し上げたかったことは、条文どおりここではできますというふうなことだけを規定しているというふうなことを申し上げたかったということでございます。ですので、まさに今申し上げたところですけども、これは町の執行機関側が電子申請を仮に今すぐしななければならないのかと、全ての手続きを電子申請にしないといけないという義務が発生しているかということ、そうではないということです。ですので、用意ドンで全ての手続きができると、それをしなければならないというものではないというのが義務ではないと申し上げたところでございます。また逆に、住民の方々がこれもう面倒くさいから早くオンラインでやってほしいといった場合に、当然それはすぐにご対応するべきところではあるんですけども、こちらの事務の都合等、いろいろなコストとそういったセキュリティの問題等々を考えてっていうところもございまして、そこについてはお願いをさせていただいて、必ず、オンラインでやれというふうなことに対して、住民の方がその権

利を付与されたものということでもありませんという意味で申し上げたところです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。先ほど同僚委員の質問ともかぶるかもしれませんが、一定町としても予算を組んで云々ということで話があったんですが、千何本の申請云々ということもあるので、即座に全てが対応できるというわけではないんじゃないかと思うんで、当面例えばこれだけのものをまず町がやるとなった場合に、その受け皿というか、職員の研修、それからハード、ソフト、それから体制の問題で大体1年とかでも厳しいんじゃないかと思うんですが、大体どのくらいのスパンでこれをやろうというふうな計画になっているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

まず先ほど少し申し上げましたけれども、このオンライン申請をする際のシステムについては今年度の予算を頂いておまして、実際に活用ができる状態に現在なっております。そして、その職員への一定の研修等、こういった形で様式を作りましょうとか、こういうふうな形ですするというのは一定それぞれの所属課で構築してもらおうというふうなシステムになっておるんですけども、それについては一定の研修については一通り終わっているという状況でございます。実際のイメージは、今回条例を通していただいたあと、すぐにできれば今年度中に導入ができるものから順に進めてまいりたいと思っております。ただし、一定のどういう手続きから進めてほしいというのが国の方からも示されてございまして、その中のいわゆる子育て、介護の手続き、26手続きが示されておりますけれども、こちらについては早急に優先的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

次に、説明資料をいただいた分のまず資料1の部分で、今後はスマートフォンやパソコンなどから手続きが、言えば自宅からでも手続きができるという点では便利になる、利便性が増すというのは理解をいたします。その際の本人の確認という点でマイナンバーカードが必要になるのかなというふうに思うんですけども、まずここでマイナンバーカードでなければならないのか、例えば通知カードが皆さん届いていますが、通知カードでは駄目なのか。ここはどうなるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

いわゆるマイナンバーカードを作りましょうというときの通知が、番号をお示しするようなカードだと思いますけれども、こちらの方はそれでは認証にならないというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

実は私まだカード作ってないんですけども、自宅で申請する場合に、私の感覚ではマイナンバーカードで番号を打てば分かるのかなって気もするんですが、やっぱりマイナンバーカードじゃないと何か本人確認ができない仕組みになっているんですかね。その辺りはちょっとよく分からないのでお聞かせいただきたい。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

マイナンバーカードについては委員がおっしゃるようにこれじゃないと本人証明にならないのか、番号自体はあるから、これだけで自分だということの証明ができるんじゃないかというのは当然あられるんだと思います。ただ、制度的な話というところもあります。だからここは非常に制度としてしっかりした構築がなされていないといけないというところで、しっかりとしているという意味で複雑であったりというところがあるんだと思います。で、マイナンバーカードを使ってあなたですよということを証明することを、堅い言葉で申し上げると公的個人認証サービスと言うんですけども、これで、先ほど少し触れましたけども簡単に申し上げれば、結局その人が本人ですよというところを認証する場所があるんですね。で、そこが証明書を発行するんです、その番号にひも付いた形で。それで通信をして確かにこの人ですよということを確認させていただくんですね。なので、その番号を通信してしっかりやりとりをするということ、それができるのが一定カードなんだらうと、カードでないと、その番号だけでは駄目だということなんですね。カードを持っている、カードに設定がなされているということをもって、その認証局にアクセスをしてその証明書をいただくことができると、簡単に申し上げればですね。ですので、その番号だけで自分だけでやっても、あなたですねっていうところが必ずその認証局に通信をして、確認をして、はい大丈夫ですよというふうなことを、それを活用する機関はそれをもって判断をするという制度、仕組みになっているということなのかなと思っております。ですから、その番号だけをもってその人本人ですよということを証明する制度にはなっていないというご説明になろうかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

自治体DXの第1弾的なことだと思うんですね、整備するところの。で、その次大体のところは、人材育成みたいなのがうたわれているかなと思うんですけども、今年度中に何か幾つかのオンライン申請ができるような形を作れるみたいなことだったんで、そういったところは、もう人材育成みたいなのは終わっているっていう考えでよろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

委員ご指摘の人材育成というのは、そのシステムをしっかりと構築ができるような体制が整っているのかということかなということでご回答させていただきます。令和4年度ですね、これ議会の方でもお答えさせていただきましたが、これ国の方からオンライン申請ができる状態に今年度中にしなさいと言われていた手続きが、先ほど申し上げた手続きです。子育てと介護の分ですね。これについてのシステムの導入というのも今年度予算をいただいております、今粛々と進めさせていただいている状況です。それについては一定、基本これは国の方と一緒にさせていただいているものでありまして、そこは今からまさに詰めていくというところではございますけれども、何とか頑張って目標どおりやってまいりたいというところなんです。あと、それとプラスアルファの別途システムを導入させていただいたというところについては、1回研修は確かに終わってはいるんですけども、DX推進係と一緒に、伴走型で個別に丁寧に一緒にやっていきたいというふうな形で思っています。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

個人的にはやっぱりマイナンバーでの認証とか、オンライン決済とかちょっと複雑な処理があるやつは、役場職員だけでは難しくて詳しい人を外部から連れてくるとかしないといけないのかなと思っております、それが基幹システムをやっている方はそれも一緒にやられるのかっていうところを、新しくDXでやるっていう中で幾つか選択肢がある中で、そちらの方と手を組んだって形になってしまうのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

前半必ずしなければいけないという電子申請の部分については、ご案内かと思いますが、国に既にマイナーポータルというものがございまして、その中で電子申請ができるというものがございます。これピッタリサービスというものです。そして、すいません、周知がなかなかできていないんですけども、長与町でも一部もう実施しているところが

ございます。ただ、その限定しているサービス、国から示されたものを今回4年度までに
しなさいというのは、今実際、国にシステムができています。システム自体あるんで
すけれども、その申請の情報というのがある場所にしか届いていません。これを、もうい
わゆる実際に事務をする役場の基幹システムにつなげましょうということを、国は4年
度にやるということ言っています。だからそこはある意味職員側が便利になるという
ふうなところもございます。そこが1点ですね。もう1つ、システムを導入させていただ
いたというところは国が指示しているものではなくて、今回まさに条例で上げさせてい
ただいたように、国がやってくださいという事務とは別に長与町独自、つまり条例とか規
則でやっているような事務ですけども、これをオンラインでできるようなシステムとい
うことに入れさせていただいたということです。じゃ、このシステム何ができるのかとい
うことなんですけども、これは基幹システムみたいな形の複雑なものが何か構築される
というふうなイメージではなくて、サービスを利用するというふうなものでお考えいた
だければと思います。汎用的電子申請サービスという形で、サービスを提供する窓口があ
って、そこに皆さんアクセスしていただくという流れで、それが構築されているというも
のなんです。そこで何ができるのかというと、簡単に言えば電子申請サービスがそこで
できます。もうあるんですね、ものが、そこに皆さん入力をしていただくという形です。た
だ、個別の項目とかそういった詳細については手続きごとに職員がマニュアルを見なが
ら作るというイメージです。そして電子決裁、それも実際は職員がすべきことは、ここ
の中に項目を作って入れてくださいっていうようなフォームを作ること。それができれば、
あとはそのサービスの中でやっていただけるというふうに考えていただければいいかな
と。つまり、職員に専門的なスキルというものは特段要らないというものでございます。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと複雑な話だったらあれなんですけど、できたらって言ったらあれですけど、実
際DXの課ぐらいしか、多分、新しいシーボルト大学の来年度から入る4社、5社か、そ
ういったところと何か協働でやっていこうみたいなことができる課はないのかなと思っ
ているんで、そういったところと産学協働みたいなものはないのか、お教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

一般質問等でもお話が出ておったかと思えますけれども、当然、役場として大学との協
働もございますし、中に入られているラボの方との情報交換とか、積極的に行い得るもの
であればやるべきだろうと思えます。ただ、その関係性と、あと当然時間の問題、それ
は向こう側、ラボ方との時間を頂けるのかというところの方がやっぱり大きいのかなと
思えますけれども、大学ともですね。一般質問の答弁でも出ておったかと思えますが、一

定町としては実証フィールドというふうな形での参加、協力体制、長与町でこういうことをやったらどうかというふうな形ですね、その場を提供するということが、まず一義的なご協力の仕方、連携の仕方かなというふうに私も思っています。あと人材の交流ですね。これも政策企画課はじめ私どももこれからラボに入られている方々がどういう研究をされるのかとか、どういうことを目指されているのかということ把握でき次第、変わっていくものもあろうかと思えますけれども、そういったもので私たちが求めたいニーズとか、合致するものであれば一緒に進めていきたいというのは当然思っているところですが、現時点でこれをしたというところはまだ正直見えてないというのが現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2条第2号の町の機関等の中での説明は、議会も含むと木須課長は表現をされましたけども、次に出てまいります個人情報関係からいきますと、議会は除くということになっておりますけども、この辺りは違う法律だからそうなんだと言えばそれまでなんですけども、これは町の段階じゃないかもしれないかもしれませんが、同じデジタル社会を目指していくという基本からいけば、今回の情報通信にしましても、個人情報保護に関する法律にしましても、頭は同じじゃないのかなという感じがするわけなんです。ところが、その一方では議会を外して新たな条例を作れと言いながら、一方では議会を含めて一般的な事務を進めていくということの整合性というのは非常に取れてないんじゃないかなという感じがするわけなんですけども、どうなのでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課（木須紀彦君）

委員ご指摘の定義の問題でございますが、私もこのあとご審議いただく個人情報関係について、議会については定義上個人情報の条例上は分けるというふうな形では伺ってございます。ここは、この条例で規定するための町の機関等と、あとでご審議いただくところについては全く別物だという認識でございます。今回、この条例が意図するところは、オンライン手続き、いろんな手続きをやれますよということですね、町の機関等はできますということでの定義でございますので、その中に議会を含めないということは想定されないということで。議会とのやりとり当然あろうかと思えます。例えば情報公開の請求とかっていうところもあろうかと思えます。こういう形で、ですので、やはり議会の独立性とか、そこは条例が何を目的としているのか、その中で今回この言葉遣いはどうするかというふうなことでの定義付けであらうかと思えますので、個人情報はその条例の趣旨等では表現をするために、そこは議会は別でなければならぬというふうな趣旨なん

だろうというふうに思っています。ですので、今回この条例においては議会の方を含めさせていただいているということでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

7ページですけれども、ちょっと確認し損なっただけですけれども、3号ですかね、町が備え付けたファイルへの記録がされたときに到達したものと見なすと、この規定なんですけれども、民法上は申し込みをして、そしてその書類が到達したときに契約が成立するという基本原則があるわけですね。そうすると、これはここで到達したということで契約、いわゆる申請の効力が発生したということで理解していいのかどうか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

こちら当然、契約、電子契約、入札とかですね、こういったものも今回可能ですよというところが入ってございます。で、委員おっしゃるように到達しているところの時期、これはもう委員、大変お詳しくあらわれて、物が届きましたよというものを電子計算機ではどういうふうに判断をするのかということ、今回定義を規定させていただいているものがございます。ですので、そこをもう一度申し上げますと、いわゆるシステムの中のファイルというところに記録するわけですけれども、到達するとそこに書き込まれたということで、その文書は到達をしたんだということですね、これ重ねてございます。この到達、これじゃあアナログではどうかというと委員がおっしゃるように、例えば受け付けとかそれを仮にしていなくてもそれは到達をしているんだということで、処理の起算日としてそこからスタートするんだという形で私は認識してございます。ですので、契約のタイミングが物が届いたから、じゃそこからそれで契約が成立をしたのかというのは、またちょっとそこは、ここで規定させていただいているところとは異なるかなというところはあります。そこは意思の合致がなければ、契約というのは成り立たないという認識でございますので。ただこれは、一定事務処理上送りましたと、確かに送ったんですというところの起算日としては、ファイルに記録されたとき、これは当然時刻というものが記録されますので、そこからが処理の起算日になるという意味合いでの規定というふうに捉えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

官庁関係では受理っていう言葉がよく使われるんですよ。だからこの受理に相当す

るのか、しないのか、それだけ最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

申し訳ございません、その受理の定義が詳細分かりませんが、私の今の認識でいくとその受理というのは受け付けですね、文書上到達した、郵便受けに届きますと、私はこれが到達だと思います。総務課で今一括して郵便物を受け付けています。そこには届いているということでしょうから、それが到達なんじゃないかなと。そして、それが各課に実際の文書の処理としてやりますというところが、ある意味、必ず印鑑を押す、今は案内係が押しています。それが受理、受付印というふうなことです。そういった意味合いからでいくと、ここで定義されている到達と受理というのは、一定違いがあるのかなというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしを認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

所管の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時33分～10時44分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

令和4年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例につきまして、提案理由を申し上げます。長与町駐車場事業特別会計は地方自治法第209条第2項の規定により、長与町駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正化を図ることを所期の目的とし、昭和54年6月に設置をいたしました。駐車場建設の際、事業費に充てるため約1億2,000万円の起債を借り入れておりますけれども、そのうち5,990万円を公営企業金融公庫から借り入れております。その際に特別会計を設置し、一般会計と区分したという経緯がございます。起債につきましては、平成11年度に全額償還を完了しております。その後も特別会計を継続してまいりましたが、このたび今後について調査研究を行い、特別会計において経理する必要がないとの判断に至ったため、今後は特別会計で行う特定の事業ではなく、一般会計へ事業を継承する中で町が行う事業の一つとして運営すべく、令和4年度をもって長与町駐車場事業特別会計を廃止する条例を上程させていただくものでございます。次に、配布させていただきました資料のご説明をさせていただきます。資料は3ページございます。1ページ目は、長与町駐車場事業特別会計設置条例でございます。昭和54年6月27日、条例第20号として制定させていただいております。次に、2ページをお開きください。長与町営駐車場の事業概要でございます。まず、事業開始年度でございますけれども、長与町駐車場、こちら嬉里の地下駐車場でございますけど、こちらは昭和55年度より、それから吉無田駐車場こちらは平成12年度より運営を開始しております。駐車場の種類としましては、嬉里の地下駐車場長与町駐車場が都市計画駐車場、吉無田駐車場はその他でございます。構造は、長与町駐車場が地下式、吉無田駐車場は広場式でございます。それから、建設後の経過年数でございますけど、長与町駐車場が42年、吉無田駐車場が22年でございます。駐車場の面積はそちらに記載のとおりです。あと、収容台数でございますけど、長与町駐車場が53台、うち35台が定期、月極めの駐車、18台が時間駐車となっております。吉無田駐車場は34台、こちらは全て月極め、定期の駐車場でございます。営業時間は記載のとおり、料金の方は長与町駐車場が時間駐車がございますので、普通車30分50円、月極め8,800円、吉無田駐車場は定期のみで月5,500円でございます。その下、収益的収支比率でございますけど、こちらは駐車場ごとの収支でございます。長与町駐車場は、マイナス印が付いていると思っておりますけれども、単体で見た場合、支出の方が収入より上回っておりますのでマイナスでございます。吉無田駐車場は7,544.8%、令和2年度となっておりますけれども、それ以外がハイフンになっておりますけど、これは支出がありませんでしたので倍率を出せておりませんので、収入のみの年でございます。それから稼働率でございます。長与町駐車場の時間駐車は20%をちょっと超えておりましたけど、コロナ禍でもありまして、令和2年、3年とも20%を割り込んでおります。それから定期は80%から90%近くの高い水準で稼働しております。吉無田駐車場は大変人気

ありまして、ほぼ100%の状況でございます。それから、その下2番目の料金形態でございます。表のとおりとなっております。それから、一番下3番目の現状把握・分析としてそれぞれの駐車場ごとに記載させていただいております。それから3ページをお開きください。こちら前回決算時にもお配りさせていただいておりますけれども、時間駐車場の駐車台数、それから収入金額、それから定期の収入金額を載せております。以上で資料の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

吉無田駐車場も長与町駐車場も定期は申し込みをして、空きがあったら入れるという形で認識しているんですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず、長与町駐車場でございますけれども、35台の定期の分で大体31台か32台なので申し込んだらすぐ借りられる状態でございます。吉無田駐車場の方は先ほど申し上げましたように人気がすごくございまして、その場合は、空きが出た場合に公募と申しますか、広報とかに載せさせていただいて、あと立て看板とかして募集して、抽選とかいうことになったりしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

収益的収支比率で、長与町駐車場がマイナスっていうのはちょっと知らなかったんですけど、定期の稼働率が88.6%あってもマイナス27.3%っていうのは100%になっても赤字の感じになると思うんですけど、こちら辺を何か改善するようなことは考えてないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

長与町駐車場の経費で一番大きいのが管理人の経費で、朝8時から夜10時半までの14時間半の勤務でございます。なので、結構経費が大きくなってございまして、それから収入の方、時間駐車がちょっと減っているという部分もあって。あと令和3年度については、レジが壊れたためレジを換えたということもあって27%まで跳ね上がったんです

けど、そこら辺が原因かなと思っております。改善の方は、今研究をしているところなんですけれども、機械の導入による無人化、それからどこか委託ができないかとか、経費の削減をどのようにするかというところで。ただやっぱり役場だけで決められることではないので、関係するところとか聞き込みとかを続けながら、今研究をしているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今回の条例は、駐車場条例の廃止条例、廃止会計にするということで、今、松林委員から質問あったことも併せてあとから質問したいんですけども、今回のこの条例、いわゆる特会をなくすということで、経費的な削減はどのくらい見込めるのか。ちょっと考えたところによると、印刷製本費関係が減るぐらいかなとは思うんですけども、担当ではどのように考えていますか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員がおっしゃるとおり経費としては経営形態を変えませんので、経費として削減できる分は決算書の印刷費用、こちらが大体3万7,000円とか年間そのくらいになるんですけど、その分ぐらいかなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

本来、ここで議論することかどうかは別として、資料も提出されてますので、長与町駐車場のいわゆる収益収支ですか、この件はご存じかと思うんですけど、私も一般質問で何回かやらせていただいて、先ほど課長答弁では、機械化を検討という話があったんですが、私はずっと10年ほど前から機械化を訴えてきて、今の町長が「機械化はしない。なぜならばあそこに人がいることによって安全性が担保される」という答弁でした。で、「安全性が担保されると言っても、あそこのボックス内にいたんじゃどうしようもないじゃないか」という質問をぶつけたところ、そのあとにカメラを付けたんですね。カメラを付けて駐車場内を見守っているから、人員が必要なんだと。その答弁と、今またおっしゃった答弁が若干整合性が取れなくなってきて、さらにまた、今度機械化を検討するというお話ではあったんですが、もういっそのことこれ定期駐車のみで、それ以外の部分については無料化すれば、はるかに経費がかからないわけですよ。お金を取ろうとするから、お金をいわゆる、時間貸しの分でお金を取ろうとするからその分管理をしなきゃいけないという義務が発生するのかなと。だから、人員を置いて経費をかけて、吉無田駐車場の黒字で赤字を穴埋めしている状態がもうずっと続いている。だから、もっと抜本的な考え方

を変えろというんですかね、当然私はあそこに無人化のゲートを設置して料金徴収も自動で行えばいいんじゃないかと。そうじゃなければ最近ではカメラで管理して、ゲート自体もないという駐車場も最近増えてきています。だから、そういった方向で、あそこの施設があと何年使用されるか分かりませんが、もう少しちょっと踏み込んだ議論を内部でも行っていただきたいな、この一般会計に移すことをスタートとしてですね、と考えます。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

ご提案ありがとうございます。確かに無人化するために機械を導入するとなった場合、今見積りを取っているところの見積額というのが大体2,000万円かかります。それを5年リースした場合に1年間400万円ということで、今、管理人にお支払いしている費用が500万円ということで若干安くはなるんですけども、この先のことを考えたりすればやはりもうゲート自体を無くして定期駐車だけにするというのが一番良いのかなというのはあるんですけども、やはりあそこに時間駐車があることによって公共サービスが保たれているという部分もあるので、定期だけにしてしまうと特定の個人に利益が偏ってしまうのかなというところもちょっと1つ考えるところもあります。なので、一定台数を例えば上の社協とか勤青に無料で使ってもらうようなやり方、それでゲートを廃止するとか、そこら辺も含めて、あと周辺の方がどのくらい利用されているのか、ここら辺もちょっと慎重に聞き取りなどしながら進めていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私もここで議論するかどうかちょっと悩んでるんですが、今、収益改善の話も出たんで、先ほど課長が申されたように単に役場だけの問題じゃないっていう部分がありますよね。その失業対策っていうか雇用対策っていうか、そういう側面もあるので、一面だけ捉えて収益改善というのを図っていくのが果たして正しいのか、そこをよく議論をしていただきたいと思います。今、課長が言われたようにその一定の人に利益が行くっていうことも懸念される部分もあるし、また横にあった商工会も今、週に2回かな、開かれているのが。利用する頻度も減ってはきていると思うんですけど、空いていることによって周辺の人たちが時間駐車ができるっていう部分もあるし、人を雇用するということで高齢者対策の部分もあるし、よく複合的にそこら辺考えてほしいと思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

ありがとうございます。そこら辺も含めて総合的に考えて、躯体自体ももう40年たっ

て古くなっているという部分もございますし、あと、高齢者のシルバーの方の雇用をしてきたということもございます。なので、簡単に結論が出せる問題じゃないと思いますので、ここら辺はまた研究してより良い方法に持っていきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

今後の駐車場の在り方につきましては、必要性につきましては今後考えていきたいというふうに思っております。今も考えておりますが、今後も考えていきたいと思っております。あそこら辺の十八銀行跡も時間駐車になりました。また、その裏の所も時間駐車がございます。また、定期駐車もあの辺は大分増加したと、駐車場のキャパシティーが増加したというふうに考えております。それを考えるともう定期に全部移す、長与町駐車場は全て定期に移すというのが1つのやり方かなと思っておりますが、先ほど西岡委員から言われたとおり、あの辺の自転車屋とか洋服屋とか、あの辺はあそこの時間駐車があるからお客さんが若干来ているのかなという思いもありますので、その辺の皆さまのご意見をお聞きをしながら、今後こういった方向が良いか、その辺については考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょうど私が担当した経緯から質問をしますと、都市計画区域内にあるということが1つですね。それと、駐車場法に基づく駐車場であるというのが2つ目なんです。駐車場法には、路上駐車場と路外駐車場と建物構造物をしてする場合の3種類があるわけです。その中の長与町駐車場の場合は、構造物があるものなんです。特に地下にあるわけですから、当然その上には構造物があるわけです。そうしますとこれに該当しますので、この駐車場法からいきますと、条例を設置して管理をしなければならないと、することができるというようなことから、当時建設省が条例を作りなさいということで、会計は別途区分けをなさいよということが、許可条件に実はなっていたということだけはお知らせをしておきたいと思うんですね。従って、問題は会計処理だけじゃなくして、そうした法的な手続きを取った駐車場であるということから、そういう所管庁等の協議がなされて理由を付けてそういう連携を取って、許可をいただくとか、承認をいただくとか、そういうものが必要じゃないのかなというふうに私は考えてきたわけです。ところが、先ほど提案理由があったように、今回一挙にポンと提案をされたという経過からいきますと、その辺りの協議をされてきたのかなと、そういう条例を設置して管理をしなければならぬという、そういう経過を十分理解をした上での廃止なのかなということから考えますと、私は疑問を持たざるを得ないというふうに思うんです。その辺りの経過を説明をいただきました

いと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今回この特別会計を廃止するのを考えるに当たって、そこら辺の設置義務といいますか、設置の背景をまず調べました。で、地方財政法上、水道事業であったり電気、ガスそれから病院事業、こういった事業は特別会計の設置が必須ということになっておるんですけども、駐車場事業についてとか介護サービス事業、ここら辺りについては設置が義務じゃなくて任意ということが調べていく中で分かりました。先ほど委員がおっしゃった、当初、そういったいきさつがあつて設置に至ったと思うんですけども、先ほど言った上位法での縛りが無いものですから、地方自治法の方で特別会計は条例においてそれを設置することができるということで、条例の中で議会に諮って制定をすることができるという事業ということが分かりましたので、今回、そういった検討に入らせていただいたという経緯がございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

県の所管は現在も都市計画である。本省については国土交通省にその担当はなっておるだろうというふうに思うわけですね。そういう県辺りとの協議は何か言質をとられておるようなことはありませんか。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

県の都市計画課の方、それと建物の一部がありますので住宅課の方、こちらの方に問い合わせをさせていただきまして、都市計画の駐車場であると、駐車場法の駐車場であるということも踏まえてお話をさせていただきました。時間駐車を今していますので、それについてはそのまま都市計画駐車場でいいですよということでしたが、その後、時間駐車がもしなくなれば、それは都市計画駐車場から外された方がいいですねということでの話はいただいているところです。従いまして、都市計画駐車場でなくなるので、駐車場法の駐車場から除外されるということになります。これについては一応話をしていますが、今後どういった、時間駐車をするかしないか、そちらの方も含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そういう形で、十分関係箇所と協議をして、確実にオーケーを得るような努力をしてい

くと、将来にわたって、どうしてやめたのかとかそういう疑問が持たれても答弁できるわけですからですね。そういう形をぜひ取っていただきたいなというふうに思います。どうですかね。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

ありがとうございます。県の方、それから地元の方、こちらの方とは十分協議して今後進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

令和4年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第64号長与町個人情報保護法施行条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

皆さまこんにちは。お疲れさまでございます。それではただ今お配りをしました配布資料をご覧ください。いんですけれども、A4横書きの3枚ものの議案第64号の説明資料、こちらの方をまずはご覧いただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。1枚目は、個人情報保護制度の見直しの全体像となっております。左側に現行を、右側に見直し後を掲載させていただいております。これまで所管が、総務省、個人情報保護委員会、各地方公共団体に分かれておりましたが、個人情報保護委員会へ一本化をされ

ております。法令につきましても、それぞれ法や地方公共団体の各条例で定められておりましたが、個人情報保護法へ一本化をされております。また、一番下にありますように個人情報の定義等についても、これまではばらばらに定義をされておりましたが、統一化が図られることとなります。それでは2枚目をご覧ください。改正の概要でございますが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請をされる中、所管ごとに法令が異なることから流通の支障となっていること、また、現状において求められる保護の水準を満たしていない団体があることなどから、全国的な共通のルールを法律で規定することによって、地方公共団体的確な運用を確保し、かつ、国際的な制度との調和を図り、個人情報の適正かつ効果的な活用を目指すものとなっております。下の表の概要でございますが、①から⑤については、全体像で話したように同じ法令を使うことによって定義の一元化や個人情報の取り扱い、開示請求などが国と同様の取り扱いとなります。⑥の匿名加工情報の提供制度は、地方公共団体において新たに導入されるものでございまして、特定の個人が識別されないよう加工した個人情報についての提供を可能とするものでございますが、経過措置として、当分の間、県および指定都市以外の地方公共団体については導入が免除されております。⑦では地方公共団体の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護委員会が監視を行うこととなり、必要な情報の提供または助言を委員会に求めることとなります。今回の施行条例についても、委員会による指導の下、作成をさせていただいております。それでは3枚目をご覧ください。町が施行条例で定める必要がある事項につきまして、手数料に関する事項となっております。手数料については、①の開示請求に関する手数料と、②の行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料の2点でございますが、先ほど申し上げましたとおり、匿名加工情報については当分の間免除されておりますので今回規定はしておりません。以上を踏まえまして、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例につきまして、説明をしたいと思いますので、議案の方をご覧ください。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律におきまして、地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されることに伴い、現在、本町の個人情報保護を規律する長与町個人情報保護条例を廃止し、新たに制定するものでございます。従来、長与町個人情報保護条例において規定をされておりました個人情報の収集の制限、利用目的、利用及び提供の制限等の管理、運用に関する事項等規定の大部分は、改正個人情報保護法に置かれることとなるため、本条例では法の運用の範囲内で個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。第1条では、個人情報保護法の施行細目を定める条例である旨を、第2条では、個人情報保護法等の用語を使用する旨をそれぞれ規定をしております。第3条では、個人情報保護法において、条例で定めるべきこととされております開示請求に関する手数料について規定をしております。第4条から第7条までは、開示請求、訂正請求および利用停止請求があった場合における第一次的な決定期限につきまして、法では30日とされているところを、本町では現行の取り扱いと合わせまし

て、15日とする旨を規定するものでございます。なお、附則につきましては、第1条では施行期日といたしまして、法制一元化の施行日である令和5年4月1日を規定しております。附則第2条では、現行の個人情報保護条例の廃止を規定しております。附則第3条では、経過措置といたしまして、第1項において職員および個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者に係る秘密保持義務について。第2項では、本条例の施行前になされた開示請求等に関する手続きについて。第3項および第4項ならびに附則第4条においては、現行の条例で定める罰則につきまして、それぞれ従前の例によるものとする経過規定を設けるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとお伺いをしたいんですが、今までの長与町の個人情報保護条例、この中ではさまざま制限が書かれておりました。これは、簡単に言いますと長与町民のさまざまな情報を町として守るという立場から保護がされていたというふうに思うんですが、これを今後国の方の法律でもうこれ一本でやっていくということになるというふうに思うんですが、まず、制限が緩和されることになるんじゃないかなと。当面は都道府県の範囲でとどめるのか分かりませんが、具体的に国の方に移管した場合に、町が保護していたものはそのままきっちり保護されるのか、それとも、その利用がいろんな匿名加工情報等にした上で、開放していくという方向になるのか、この辺りどうなるのか。よろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今まで長与町の条例で定めておりました個人情報の定義と、今回法律で定められます個人情報の定義が、今まで長与町の個人情報がこれだけあったものが、法では少し小さくなったということになります。というのが死者に関する情報、亡くなった方に関する情報というのが、長与町ではこれまでは個人情報の範囲に入っておりましたけれども、国の法律の方では今回その部分が外れているということでございます。もう1つが、モザイクアプローチといいまして、個人情報とほかの情報を合わせることによって個人情報が特定できるものについても、長与町は個人情報に該当するというで守っていた部分があるんですけども、それが例えば同じ長与町役場内で持っている情報同士を結合することによってできる場合と、長与町が持っている個人情報と外部のところで持っている個人情報を合わせたりとかですね、容易にできないものについては出していいですってことが今回新たに定めてありますので、その2点が大きく変わってくるのかなと思

います。個人情報の範囲が若干定義が縮まったっていうところが、異なる部分だと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

少し縮小されるということですね。それから今度逆に、いろんなこう世の中が日々進歩、進展する中で、例えば個人情報について国は国で個人情報を守るかもしれないけれども、長与町は長与町独自でいろんな、例えば事業をやるとかいろいろあったときに、長与町は国の基準よりもこの部分については厳しくしたいということになったときに、私がちょっといろいろ調べる中ではなかなかそれも今後は厳しくなるんじゃないかなという懸念があるんですが、そういう懸念はやはりあるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

基本的に今後は国の法律に基づいて個人情報を守っていくという形になってまいりますので、国の定めた個人情報よりも広い範囲での個人情報を町の方で守るということではできません。ただ、守れないっていうのではなくて、町が持っている個人情報と外部が持っている個人情報をつなげても、特定の個人情報を見つけることができない、特定の個人情報が分からない範囲での情報になりますので、決して個人情報が特定されることではないということでの理解をしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これちょっと自治体に聞くのはどうかと思うんですけども、例えば、先ほどモザイク云々でしたよね、断片的な情報を結合したら特定されることになるようなことは、出せないとか、制限があったりとか。そういったことも、今後は国の方でやっていく可能性はあると思うんですが、匿名加工したとしても、今後、国の方でいろんな情報を集積していわゆるビッグデータ化していく、そしてAIについてもどんどん技術が進化していくということで、いろんな断片的な情報が、今後そういったデジタル技術の進展の中で、これ国の問題かもしれないんですけども、一定将来的に判明してしまう恐れが非常に感じるんですよ。判明する可能性もあるんじゃないかと。だから、そういったためのやはり本来なら個人、各自治体でそういった制限というのを設けて、個人の情報をそれぞれの自治体を守るというのが今までのスタンスだったのがなくなっていくという点について、その懸念はないのかどうか。これは国が決めたことなので今さらできる、できないという議論もおかしいかもしれませんが、率直に町としてそういう心配、懸念はお持ちにならない

いのか。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

先ほど冒頭に資料のご説明を差し上げたとおり、この匿名加工情報につきましては、当面の間、町の方ではやらないということで免除されております。ここの部分の匿名加工情報をいかにきちんとした情報を作るかっていうところの技術が、やはり小さな市町にとっては非常に技術的なものが難しいのかなというふうに私も受け止めております。情報が少ないことと、あと情報の管理の部分、そういった技術的なものがちょっとまだどうなのかというところで、当面の間免除されておりますので、現在ある個人情報の取り扱いについては、ほかの情報と組み合わせて漏れるような心配は今のところ無いかないというふうに思っております。今後また進んで、この匿名加工情報の提供も市町がするようになった場合、そのときには当然技術も上がっておりますでしょうし、職員の方の技術的なものも上がってきようかなというふうには思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

市川主査。

○主査（市川雄也君）

先ほどの説明に補足いたします。匿名加工情報制度なんですけれど、まず原則として長与町は法令の規定によって個人情報を収集したり、あるいはそれを利用したり、それを提供等する場合は、個人情報保護法5章の規定により厳しくそれぞれ制限されておりました、まずもって収集、利用、提供等については制限規定が課せられるということが一定あります。その中で匿名加工情報ということにつきましても、国の個人情報保護委員会の方から、匿名加工情報の加工方法に関するガイドライン等出ておりました、確かに委員おっしゃるとおり爆発的に進展しているA I技術等でデータマッチングすることにより匿名加工をしたとしても、どこかで特定の個人を識別することができることとなるような状況になることってというのは、想定はされるところでございます。ただ、そういった中で、匿名加工情報を提供するに当たっての制限規定等々もございますが、全て匿名加工情報を加工する場面に当たっては、その段階においては通常の技術ではマッチングできないようなレベルにまで、抽象化することで加工を施して匿名加工情報というのが作成されるというふうなことで理解しております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

1点ですね、まずちょっと順番逆なんですけど、第4条の法では30日以内を条例では

15日以内、これは一般的に上位法を優先するとか、上位法を尊重するっていうのがあると思うんですけども、町独自でこの条例で15日以内と定めることが可能なのかどうかの確認をまずしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

現在、長与町の個人情報保護条例におきましても、開示決定につきましては請求があった日から15日以内というのを採用しておりまして、この部分につきましては個人情報保護委員会の方に確認をしまして、町の方で変更することが可能ということで了解を得ているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

次に、ちょっと戻って今度3条のところなんですけれども、開示請求に係る手数料、法の中でも請求しやすい料金で設定するというふうなその趣旨はよく分かります。ただ、一番下の部分、法第82条第2項の決定の場合とあるんですけれども、ここであえて無料って設定している意味がちょっと私にはよく理解できないんですね。この法第82条第2項は、いわゆる開示をしない時っていう規定だと思うんですよね。開示をしないのに料金が、元々発生しない、開示をしないものに料金が発生しないんじゃないかっていう私は考えなんですけど、あえてここを入れた理由とか何かあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

国の改正個人情報保護法の手数料の定め方なんですけれども、これは、手数料の定め方が開示請求をする者が手数料を納めなければならないというふうな規定ぶりになっておりまして、開示の実施を受ける者が手数料を納めなければならないというわけではなくて、開示請求をしたら、もう開示決定であろうが、不開示決定等であろうが手数料が発生するというような法律の作りになっております。ですので、不開示決定の場合は実際の実費が発生いたしませんので、無料というふうに定めているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。ちょっと分かったような、分かってないような感じで、閲覧と視聴または聴取によるときはあらかじめ無料って設定されているわけですよね。ということは、そうなのか、まあちょっといいでしょう。それともう1つですね、これ実際もういろんなことが電子申請とか、いわゆるデータのやりとりとかを行っていく中で、その開示請求する

データが光ディスクの場合は70円、これはいわゆるディスク相当の料金かなとは思いますが、メールで取得するっていうことは、実際この条例上可能なんでしょうか。その際に、料金というのはどういうふうな発生の仕方をするのか。メールが不可ならば答えはないと思うんですけど。お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

現在、電子メールでの個人情報の開示という手続きは想定しておりませんので、そこで発生する費用等につきましてもここでは定めておりません。ただ、個人情報開示に関するオンラインによる開示手続きというものが、ちょっとこちらの内部の方で整理されていけば、適切な額を設定するということが必要になってくるかと思います。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

最後にしたいと思うんですけど、同じことなんですけれども、請求自体はオンラインじゃなくても開示をオンラインで、いわゆる写しの送付を受けるっていうのは、オンラインではないんですけども、直接窓口に行かずに郵送してくださいってということだと思ってるんですけど、それを郵送じゃなくて、データですのでメールでやる方が容易だと思うんですよ。そういったケースは、実際に今の段階では受け付けられないということですかね、内部整備ができてないということで。ちょっとそこ確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

現在、実際例えば電子メールを使う場合、本人のメールアドレスであるということを確認をする手段っていうのがなかなか困難でして、例えば、手続きにおいて本人確認を行うための電子署名の付与等々ですね、そういったところを考慮すれば可能になってくるかとは思いますが、ちょっと現時点では、これまでも対応はしておりませんで、この個人情報保護法施行条例の施行のタイミングに合わせてオンライン申請もっていうところまでは、まだっていない状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

関連なんですけども、同じこの3条の表なんですけど、この一番右の手数料の額は、どこかを参考にその額を設定されたんですかね。何を根拠にされたんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

ここで掲げている手数料の額は、現在の取り扱いと同じ額でございまして、用紙の作成等に関する実費相当分ということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

以前そういう説明があったんですけども、逆に、左の方からいきますと82条の第1項、これは開示の請求があったら検討して決定をします。決定をして開示をする場合、開示をするならすると決定をした場合は、これを通知をするようになっていますよね、第1項はですね。そうしますと、下の方の第2項につきましても、開示請求があると、検討して決定しない旨を決定するわけですね。そうするとそれは同じように通知をするようになっていきますので、手間から考えれば同じことなんです。だから、2項では通知をするわけですから1枚紙になるかもしれませんが、あなたの場合は開示しませんよという通知だけだろうと思うんですね。ところが、1項の場合は別に用紙があって、決定するまでに1枚なのか2枚なのか分かりませんが、決定通知をするということからいけば、手間賃等からいけば、手間からいけば、同じ手間がかかるわけですから、料金は無料というのはいかなるものかなという感じをするわけですね。この辺りはどうなんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今回、長与町の方では現行の条例を参考にして、もう値上げをしないということで最低の手数料の額を定めさせていただいております。国の方では例えば事務にかかった時間っていか人件費の部分も見越したところで何百円という設定がしてございましたけれども、本町においては、実費負担相当分というところで手数料の設定をさせていただきました。そしてなおかつ、先ほど答弁がありましたように法第82条第2項の決定の部分も、実費の部分が無くても人件費相当分を設定することが可能というところで、ここについては長与町は無料ですよというところを示すために、今回新たに表に追加がされたというところでございます。開示が決定しました、開示ができませんでしたという、この通知については町の部分の持ち分というところでお出しをさせていただくんですけども、個人情報の発送する書類であるとか、CDであるとかそういったものの発送については、ご負担をいただくという形で整理をさせていただいているところです。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

少し小さいことで申し訳ないんですが、表の2行目の写しの交付を受けるときということ、その下の欄、写しの送付を受けるときという、交付と送付の違いがここにあるわ

けですけども、当然通知をするわけですので交付とその送付の違いというか、その前の表にもあったのかちょっと私、これを今出しきらずにおるんですけどね、どういうことなのかということと、この送付を受けたときの右の手数料は当該送付に係る費用に相当する額ということでほかしてあるわけですけども、これは住民から考えますと、時々によってやっぱり違うんでしょうかという、幾らになるんでしょうというような、そういう不明確とこれでは受け取られるんじゃないかなと思うんですけどね。それは運用上決定しますよということだろうと思いますけども、手数料等については条例で定められているから、自治法上ですね、だからここに手数料の額が定められておるだろうというふうに思うんですけども、やっぱり住民サイドから考えますと、分かりやすく表現をするべきだと。自治法上、明確に条例で定めなさいということですので、住民から見ると非常に不明確じゃないかなというふうに感じるんですけども、どうでしょう。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

2行目の写しの交付を受けるとき、これは窓口の方を想定をさせていただいております。窓口じゃなくて郵送での交付ということもございますので、その下に写しの送付を受けるとき、この部分については郵送の実費代ということで考えております。窓口に来られて交付を受けた場合には、上の交付を受けるときの料金だけ。窓口に来られなくて郵便でお願いしますって言われたときに、写しの送付を受けるときはさらにこの当該送付に係る費用に相当する額をお願いをしているというところで、ご理解をいただければ思っております。送る量、枚数とかで郵便料が違って来るんですね。八十何円で済む場合もあれば九十何円で済む場合もありますし、そういったところで料金が、郵送代というのが、個人情報や交付する分量によって紙の枚数が違ったり、郵送する量によって郵便料金が変わってくるものですから、相当する額ということで表現をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先ほど同僚委員の方から30日を15日以内というのがありましたけども、できるっというご回答でしたけども、その実質的な意味っていうのが、開示請求権者の保護を30日から15日以内にすれば開示請求者の権利を鑑みれば、そっちの方が保護有利な条件になるわけですよ。そういった意味で現状の15日以内にされたのか、実務上15日以内でもうできるという判断なのか、その辺りもう少しちょっと詳しく説明していただきたいということと、それからさっきの同僚委員もオンラインでできるっという、申請、例えばメールでね。というのは、さっき、長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例というのを審議したわけですけども、その中では、マイナンバーカードを使

って本人認証も行うという基本的な考えが示されたわけですよ。そうすると、今は子育て関係をまず先行していきたいというお話があったんですよ。その先にはほかの一般の方もこの通則に従って行っていきたいという趣旨の話があったんですけども、今回この個人情報保護法の施行条例、これでもそういう通則を頭に置いた今後の展開っていうのは考えられるのかどうか、この2点だけ伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

まず1点目の、開示請求等に関する期限として法律の30日から15日に設定し直しているという点ですが、個人情報保護法108条の規定により、開示請求等に関する手続きに係る事項につきましては、法律の規定に反しない限りにおいて条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないというふうな規定がございまして、開示決定の期限について短縮するというのもこの108条を根拠として定めているものでございます。その15日に短縮した趣旨といたしましては、委員おっしゃいましたとおり開示請求権というものを住民は権利として持っていらっしゃるし、それに対応するということは行政の義務でございまして、その対応についてなるべく早くお答えするということが目的としてございます。また実際、開示請求の件数等に鑑みましても、国の行政機関にあっては年間数万件あるところ、本町におきましては10件に満たないような状況でございますので、15日であっても対応可能だというふうな考えがございまして、15日に短縮しているということでございます。それから2点目のオンライン申請についてですが、今回の個人情報保護法施行条例の施行タイミングにおきましては、オンライン化ということまで、一定視野を広げられなかったんですけど、今後はデジタル手続条例の方も今議会で上程させていただいておりますので、手続き一般について、オンラインが可能な仕組みというのに取り組んでいきたいというふうに思っております。個人情報の手続きについても、オンライン可能な方策を検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同僚委員が質問をされたところの追加ですが、開示請求されたときに、例えば電子メールで送られたときに、確実に本人確認として特定された場合に、例えば、私なんかは県なんかでよく書類を要求するときには、まずメールが来て、そのあとに暗号化されたパスワードが来て、その本文が来たときに暗号化されたパスワードを入力して開示できるっていうふうな形になっているんですよ。そういったところで、将来、暗号化されたパスワードを入れることによって本人特定の確認ができれば、暗号化されたパスワードを入れ

て開示をするような形で今後取っていければ、そのところ安全の保障っていうところも確立されると思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

個人情報の開示の方法についてなんですけれど、委員おっしゃいましたとおり、一度通知メールを送付して、それからパスワード等のメールを送付し直すことで開示をするという方法も、もちろん本人確認等の手続きを、そのメールアドレスが確かに開示請求者本人であるということの本人確認を踏まえた上で行うということは可能かと思います。また、今オンライン申請システム等でも、ダウンロード方式といいますか、本人確認を経た上でダウンロード可能な領域に長与町側から開示に関する文書をアップロードして、それを本人だけがダウンロードできる仕組みとかもございまして、ちょっと開示に関して、住民にとって利用しやすい方法というのを検討しながらということにはなるんですけれど、おっしゃいました方法も含めて、どのようにするかというのは考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それから、この個人情報の一元化によって、行政側、そしてまた町民側というところで、メリット、デメリットというのはどのようなことが考えられるか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

まずメリットについて申し上げますと、行政側のメリットといたしましては、これまで各地方公共団体ごとに個人情報保護条例を定めておりまして、個人情報に関する定義だったり運用だったりっていうのは、それぞれの自治体ごとに異なるものがございましたので、データ流通の観点からすると、個人情報の提供を受けたり、あるいはこちらが提供したりとか、そういったところもおおのの条例等の根拠、あるいは運用に応じて変わってきていたというところがございます。住民にとっても、例えば転出、転入をなされた方については、個人情報の開示請求等をするに当たって同じく各団体で取り扱いが違ってしまうようなことがございまして、こちらの自治体ではこういう手続きだったのにこっちは違ったりとか、そういったことが発生しておりまして、それについては法制一元化によって統一的な取り扱いになるということで、混乱を招くようなことは少なくなるのかなというふうに考えております。デメリットについては個人情報保護条例から法に移行するに当たって、例えばこれまで利用してきた事務の根拠といいますか、そういったものを整理

し直すっていう制度移行に向けてのさまざまな準備作業というものが内部において発生いたしますので、それを新制度に向けてしていかなければならないと、整理していかなければならないということがございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は、議案第64号について反対の立場から討論を行います。委員会ですので、少し内容については簡略化して討論をさせていただきますが、まず第一義的にこの地方の個人情報保護というものは、本来地方自治体の自治事務だというふうに思います。住民の個人情報をいかに自治体を守るか、住民の自己コントロール権であるとか、プライバシー権であるとか、こういったものを自治体そして議会が共に考え、自主的にまた自立的に制定する、そうした自治体固有の事務であるというのが大前提だったというふうに思います。その上で、今回の施行条例議案は、国のデジタル関連法の整備に関連して、民間がデータ流通、まさにこの説明資料に書かれてありますこのデータ流通を促進させる、いわば、例えば営利目的など等々で活用していく際に、歯止め障壁となっているのが実は自治体の個人情報保護条例ではないかというふうに思います。これを今後廃止して、国が一元的に定めていった方が良いということで、地方自治体においては個人情報について、施行条例で手続きの事務的な取り扱いを行う、定めていくという内容になっております。詳細は言いませんけれども、こうした国主導の進め方が、本来、憲法を保障する地方自治の精神であるとか、自治権の侵害に当たるんじゃないかというふうなことも懸念をしております。よって賛成するというわけにはいきませんので、反対といたします。以上です。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありますか。

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時15分まで休憩します。お疲れさまでした。

(休憩 12時00分～13時11分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明を申し上げます。本議案は、長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴い、長与町個人情報保護条例を廃止するため、同条例を引用する条例中の字句の整理を行うものでございます。第1条では、長与町における公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について。第2条では、長与町介護保険条例につきまして、それぞれ長与町個人情報保護条例を引用していたものを、個人情報の保護に関する法律に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では引き続き、議案第66号長与町行政不服審査会条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議案第66号長与町行政不服審査会条例につきまして説明申し上げます。まず先に本日配布をさせていただきました説明資料を基に説明をしたいと思いますので、議案第66号と議案第67号の添付資料としてお配りをしていますA4、1枚ものの横の分をご覧になっていただいでよろしいでしょうか。この2つの議案は、現行の行政不服審査会を

新しい行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会の2つの機関に組織を改めることにつきまして、所要の改正を行うものでございます。この2つの組織、行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会では、審査請求の区分や所掌事務、調査審議の手続き等が異なっていることから、1つの組織を2つの組織に分けることとしております。また、情報公開・個人情報保護審査会においては、対象となった実際の対象文書を見聞することができる権限など、行政不服審査会が有しない固有の権限が付されていることなどから、調査審議の手続きに関して、各組織の権限を峻別することを目的とするものでございます。それでは議案の第66号をご覧ください。第1条におきまして、行政不服審査法81条1項において設置をされる組織および運営等に関し定める趣旨である旨を、第2条において組織の名称を定めております。第3条では委員の定数を、第4条では委員の任期等について規定するとともに、第6項において秘密保持義務を規定しております。第5条では会長の任務等について、第6条では会議の決議方法等について定めております。第7条では規則への委任について、第8条では秘密保持義務に違反した場合の罰則について規定しております。なお、附則につきましては、第1条では施行期日を令和5年4月1日とし、第2条では現行の長与町行政不服審査会条例を廃止する旨を規定しております。附則第3条では、委員の委嘱や秘密保持義務等について経過規定を置くものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

条例の4条1項のところで優れた識見を有する者というところで町長の委嘱っていうところなんです、これはどういった識見を有する者にどのように委嘱をされるのかというのが1点。それから、1枚目の紙におきまして、この中のインカメラ審理、ヴォーン・インデックスの提供っていうのをもう少し詳しく教えていただきたいということと、それから、審理員の指名がないというところで、審理手続には審査庁の上級行政庁の多分長崎県が行われるのか、その辺りはどのようにされるのかということをお示しくください。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

今の質問の中の第66号の部分に対するの答弁をお願いします。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

66号に関するご質問が、優れた識見を有する者っていうところのご質問であったか
と思います。この中で元行政職であったり弁護士等にお願いをしようと思っておる
ところでは。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

現在の行政不服審査会、ちなみに年間どのくらい開催されているかとか、そういった情
報をまずいただけませんかでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

現在行政不服審査会につきましては、いろんな審査請求があった場合にまずは開催す
るということになっておりまして、ここ数年いろんな審査請求があってはございません。
ただ、1年間の総括といたしまして、例えば情報公開が何件ありましたとか、個人情報の
開示請求が何件ありましたという報告をさせていただいているところなんですけど、去
年と一昨年はコロナの関係で書面開催ということでもさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先ほども説明があったとおり、旧条例を廃止して行政不服審査会ともう1つの保護審
査会に分かれるということで、実際問題として委嘱する方、これは兼ねることができな
いという規定はこの中には拝見できないんですけれども、同じ方に両方委嘱するよう
な形っていうのもあり得るんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

委員につきましては兼ねることが可能となっております。どうして2つに分けたか
ってというのが、先ほど、当初ご説明を申し上げたとおり行政不服審査会とこの情報公開・個
人情報保護審査会では、行政調査のところの手続きが非常に大きく異なる。基となる法律
が違って、審査の進め方が違うんですね。委員もちょっと混乱をして、こっちの方の権限
を使ってこっちの審査をしようとか、そういう混乱があっていたものですから、今後は、
個人情報保護法の改正に伴いまして、別々に委員会というものをきちっと整理をしよう
ということで、今回分けさせていただいているという経緯がございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして説明いたします。先ほど資料で説明をいたしましたとおり、現行の長与町行政不服審査会を行政不服審査会と長与町情報公開・個人情報保護審査会の2つの機関に改めまして、情報公開制度および個人情報保護制度に係る開示決定等に対する審査請求の諮問を受ける機関として、長与町情報公開・個人情報保護審査会を設置するものでございます。第1条では趣旨規定を置き、第2条では組織の設置および担任する事務について規定をしております。第3条では委員の定数について、第4条では委員の任期等について規定するとともに、第6項において秘密保持義務を規定しております。第5条では会長の任務等について、第6条では会議の決議方法等について定めております。第7条では、調査審議の手続きに関する手続き中の用語の定義について規定をしております。第8条では審査会の調査権限について規定をしております。調査権限の内容といたしましては、第1項において、不開示決定等の対象となった実際の対象文書を検分することができる権限を定め、第2項において、対象文書の提出を拒むことができない旨を定めております。また第3項において、対象文書の一覧や各不開示部分に係る援用した不開示規定およびその理由などを、指定の方法により分類、整理した資料の提出を求めることができる権限について規定をしております。第9条では、対象文書の見聞を審査会が指名する委員において行うことができる手続きについて規定をしております。第10条では、審査会に提出をされました指定方法により分類、整理した資料や、主張書面等の写しを審査鑑定人等に対して送付する旨を規定しております。第11条では規則への委任について、第12条では第4条第6項の秘密保持義務違反に対する罰則を定めております。なお、附則につきましては、第1条では施行期日を令和5年4月1日からとし、附則第2条では準備行為について規定をしております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの言ったところで、例えばここは処分庁ってなった場合、審理員の指名はないと

いうところで、審理手続きは審査庁が行う、これは上級行政庁の県が行うのか、それとも本町が処分庁と同等の審査庁となるのかそこら辺はどうなのかということが1点。そしてインカメラ審理、そしてまたヴォーン・インデックス、ちょっとこのところをもう少し詳しく教えていただきたいというところ。お願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

まず1点目の審査庁がどのように判断されるかということでございますが、これは各審査請求の対象となった処分それぞれにおいて個別に判断されることとなりまして、基本的には長与町が独自に行った処分というのは、上級行政庁というのが存在しないものが多数ですので、長与町がそのまま審査庁にもなり得る、処分庁であり審査庁でもあるというふうな位置付けになります。対しまして、例えば長崎県だったり、あるいは国の行政機関だったりっていうのがその権限上、長与町に対して指揮監督権限を有するような法分野の処分に当たりましては、長崎県庁でしたり、国の行政機関が上級行政機関長として審査庁になるということになります。2点目のインカメラ審理およびヴォーン・インデックスという、ちょっと専門用語ではあるんですけど、情報公開制度あるいは個人情報保護制度に関して固有の考え方でございまして、インカメラ審理というのは、大体情報公開制度や個人情報開示制度について開示決定等、不開示決定等を行ったときに審査請求をされるというときに、簡易迅速な調査の観点からは、実際その問題となっている当該対象文書を直接見聞することが何よりも、直接見聞して行政庁の長与町の判断が妥当であったかどうかということを審議することが、より迅速な調査の手続きに資するというふうに考えておりまして、そういったことを可能にするのがインカメラ審理でございまして、条例で言いますと、第8条第1項および第2項の規定によって、それを記載しているということでございます。ただ、このインカメラ審理っていうのは、個人情報の中でも例えば極めてプライバシー性の高い情報だったり、そういった情報というのも実際に見聞することができるっていうようなことでございまして、実際それを審査会から求められればそれを提示する必要があるんですけど、第8条第3項ではヴォーン・インデックスの提供の求めというものについて規定しております。こちらは、例えば長与町が個人情報の不開示決定処分を行った、あるいは部分開示決定処分を行った場合に、個人情報の開示請求制度に基づく不開示規定は、この部分は不開示規定第何条第何号を該当させて不開示にしましたというような、一つ一つ文書内の情報を不開示規定と照らし合わせながら不開示決定等をするようになるんですけど、実際それが大量になってきたら、実際にそれを調査審議する審査会の立場にあっては、インカメラ審理で出てきた情報だけをもってすると、一体長与町が処分庁としてどのような処分を、どのような考えの基に処分を行ったのかということの一つ一つ調べるのがかなり煩雑になってきますので、その辺りについては、あらかじめ長与町の、処分庁の方がこの部分については不開示規定のここに該当す

ると判断して不開示としたとか、あるいはこういう状況があるので不開示と判断したとか、そういった資料をまとめて、要は、そういった審査会が調査審議をするに当たって、調査審議がやりやすいように分類整理した資料を提出することができる、提出することを求めることができるというのも、権限的に求めているものでございます。実際の対象文書を見て、それを見るだけでは対象文書が非常に大量であった場合などは、さらに追加的に資料を作ってもらって、その追加資料も基に実際に審議していくということになりますので、そういった調査審議の手続きの簡便とか迅速性を図るために、この両権限が認められているというような整理でございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。そしてまたこの第8条の、今おっしゃったとおり不開示の決定処分がなされた場合、例えばこの審査会が必要であると認めるときは諮問庁に対して提示を求めることができるというところですが、諮問庁は本町ですよ。だから、必要があるときは本町に対して公文書また保有個人情報の提示を求めることができ、これは何人も審査会に対して提示された公文書保有個人の開示を求めることができないということで、審査開示請求ができないということなんですかね。お願いします。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

ご指摘のとおり、インカメラ審理のために審査会に対して提出された公文書あるいは保有個人情報については、開示請求制度の対象外というふうにさせていただいております。なぜかと申しますと、それ自体が不開示等の決定の下に判断された文書でございますので、長与町としては開示することにより不利益が発生するということの判断の下、不開示としておりますので、それについては開示請求をすることはできないと。実際に審査会の方で開示すべきというような判断等があった場合は、その答申を尊重して、再度開示請求者に対して開示決定等の決定をし直すとか、そういったことにはなろうかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

審査請求をし直すというところで、そしたらそのところで個人情報保護審査会にまた差し戻しをするんですか、それとも行政不服審査会の方で差し戻しする、そこまた別ということで分かれていいんですかね。不開示請求に対しての不服申し立てが出された場合、また審査請求審査会の方に差し戻しということではよろしいんですか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

情報公開と個人情報保護の関係で不開示決定等をした場合は、この情報公開・個人情報保護審査会の方に申し立てをしていただいで、こちらの方で審査をするという形になってまいります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

議案第66号と67号は関連がある部分がありますので、このまま慎重な審査を進める上で必要と認めますので、両方関連した質疑を受けたいと思います。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

同じ審査会条例を2つ今提案があつておるんですけども、名称等々の構成上の不合理というか、これじゃ駄目よという意味じゃないんですけど、不服審査の第2条では名称をうたつておるんですね。ところが一方の67号は設置ということで趣旨をうたつて、設置以下、組織からは全部66号と67号一緒なんですよ。ここ2条だけ、設置と名称にして、だからこれが言いますように悪いとは言いませんけれども、普通統一をして、設置なら設置ということで66号も何ら問題ないんですけども、その辺りの考え方ですね。なぜ名称と設置にしたのか。何か理由があるんじゃないかというふうに思うんですが、普通は提案する場合は、審査会条例ですから同じような表現で何ら間違いないというふうに私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

行政不服審査会条例の方につきましては法の方で設置をすることができるということと設置のことがうたつてありまして、そこに長与町では名称を行政不服審査会条例とするというふうになつております。情報公開・個人情報保護審査会につきましては、個人情報保護法の中で、開示決定等に係る不作為について審査請求があつた場合は、審査会に諮問しなければならない、設置がうたつてないんですね。ですから条例の方で設置ということであつたわけにいただいでいるという違いがございます。上位法の内容で違うということになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第66号長与町行政不服審査会条例の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号長与町行政不服審査会条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では引き続き、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、引き続き、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に当たり、同審査会の委員が、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職職員として委嘱をされることから、その報酬についての規定を設けるものでございます。別表におきまして、審査会の会長に対する報酬額を1万1,200円、委員に対する報酬額を9,900円としております。これは審査請求に対する諮問を受ける機関であることや、委員に課される秘密保持義務および罰則についても共通するものであることから、行政不服審査会の委員に係る報酬額と同額としております。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日からとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

どちらの審査会も5人以内ってなっているんですけども、優れた識見を持った方ってということで弁護士とか行政書士とかに限られていて、5人も集まっているのかどうか、現在何人いらっしゃるのかお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

市川主査。

○主査（市川雄也君）

現在は弁護士1名、それから学識経験者、大学教授が1名、それから行政経験者2名で4名集まっております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

現在っていうのが現在の不服審査会で、次、分かれたときに何人ぐらいになるのか、予定があれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今のところ行政不服審査会の委員に同じようをお願いをしようというふうを考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、個人情報保護法制度一元化および長与町個人情報保護法施行条例の施行により、保有個人情報の開示の実施に関する規定が再編成されたことに伴いまして、同じく本町の公文書の開示の実施についても、規律する情報公開条例においても、その規定ぶりの整合性を図るものでございます。第2条第3号では、視聴若しくは

聴取の文字を加えておりますが、これまでも公文書の開示の実施に当たってはこれらの方法も対応可能としておりましたが、今回手数料規定との整合性から明記するものでございます。第12条第2項および第3項におきましては、開示決定等の期限の延長に関する取り扱いを、個人情報の開示における取り扱いと合わせることでございます。第15条では、手数料の額に関する規定ぶりを個人情報保護法施行条例の規定と合わせるものでございます。第16条では、長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の施行に際し、審査請求に対する諮問機関を同審査会とする趣旨でございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第70号、それから第71号につきましても職員の定年延長に関する議案となりますので、本日、委員会の提出資料としてお配りをさせていただきましたA4の縦の1枚ものになります。こちらの表を先にご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。定年延長によって何がどう大きく変わるのかというのを1枚にまとめさせていただきましたので、先にそちらの方を説明させていただければと思っております。1番目の制度概要について説明いたします。地方公務員法等の改正に伴いまして、令和5年度から本町職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制お

よび定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、定年を延長する職員の給料月額を60歳時の7割水準に措置するなど、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、国と同様の制度を設けるものでございます。次に、改正内容についてでございますが、大きく5点ございます。まず1点目が、60歳から65歳への段階的な定年の引き上げでございます。表をご覧ください。令和5年度中に60歳を迎える職員から定年延長が始まりまして、昭和38年度生まれの職員が61歳での定年、昭和39年度生まれの職員が62歳の定年という形で、段階的に定年が2年に1歳ずつ引き上げられまして、昭和42年度生まれの職員から65歳での定年となってまいります。次に2点目、管理監督職勤務上限年齢制の導入でございます。管理監督職勤務上限年齢制につきましては、いわゆる役職定年制でございまして、60歳を基本とする管理監督職勤務上限年齢に達した管理職、管理監督職員、本町でいいますと、部長職、課長職、参事職につきましては、翌年の4月1日に非管理監督職、本町でいいますと課長補佐職に降任するものでございます。つまり、部長、課長をはじめとする管理職は61歳となる年度からは、役職をおりて課長補佐として勤務を行う形になってまいります。次に3点目の定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。①として、60歳に達した日以後の定年前に退職した職員を、本人の希望によりまして短時間勤務の職に再任用として採用できる制度を設けます。この制度につきましては、現行の再任用職員と同じで、60歳でいったん退職をし、65歳まで再任用職員として任用される形となりますので、勤務条件等につきましては現行の再任用職員と同じ条件となっております。そのため今後60歳を迎える職員は、例えば健康上の理由や人生設計の理由により、事情に応じて、フルタイムの定年延長職員あるいは再任用職員、いずれかの職を選択することとなります。②としまして、定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度を廃止いたします。なお、段階的な定年年齢の引き上げ期間中は、現行と同様に定年退職後の職員を再任用職員として採用できる制度を暫定的に設けてまいります。このことを暫定再任用と呼んでおりまして、(1)の表の中の青で色を塗っている部分が暫定再任用職員として勤務する期間でございます。段階的な制度の移行期間中も65歳まで勤務ができるように、従来と同じ勤務条件である再任用職員として勤務することが可能となります。次に、4点目、情報提供・意思確認制度でございます。職員に60歳以降の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認すると書いてありますが、具体的には、役職定年により降任されて勤務することとなることや、定年前再任用短時間勤務職員として選択勤務ができること、給与が7割になることや、そのほか手当に関することなどを情報提供して、職員の意思を確認していくことが必要となります。次に5点目、60歳以降の職員の給与でございます。①としまして、61歳となる年度以降、定年延長を選択する職員の給料月額は60歳時の7割水準となります。7割水準につきましては、国と同様の水準になりますが、多くの民間企業における再雇用の給与水準を参考に設定をされており、地方公務員については国家公務員の給与との均衡を図る必要があることから、同等の7割水準として

おります。②としまして61歳となる年度以降に退職する場合、退職手当の基本額は7割水準となる前の額を基礎に計算をしております。今までであれば60歳時点で退職金を受給しましたので、60歳時点での一番給与が高い金額を基準に定められた支給率を掛けて算出をしておりますが、7割支給になった場合、例えば65歳時点で7割措置後の月例給に同じ支給率を掛けてしまいますと、退職手当が大幅に減ってしまうことから、65歳で定年であっても60歳のピークの月例給を基に計算することとしております。以上が、定年延長制度に関する説明でございます。

それでは、議案第70号をご覧ください。主な改正内容としましては、題名の次に目次および章名を追加し、第1章では今回の地方公務員法改正に伴う引用条項の変更を行い、第2章では定年を60歳から65歳に引き上げることを規定し、第3章では管理監督職の年齢を60歳までと定めるなど、管理監督職勤務上限年齢制について規定をしております。第4章では定年前再任用短時間勤務制について規定し、第5章では委任事項について規定をしております。定年条例の制定附則においては、定年に関する経過措置および対象職員に対する情報提供や勤務意思の確認について規定を追加しております。なお、本一部改正条例の附則第1条において、施行期日を令和5年4月1日とし、第2条以降については、勤務延長や再任用等に関する経過措置について規定をしております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

(4)でちょっと60歳で辞めることもできるってことで、一応予定では令和の偶数年度に何人かずつ辞めていくってことだと思うんですけど、実際何名なのか教えていただきたいというのと、採用計画ですね。やっぱり何人か辞めたら何人か入れるっていう、それが2年置きなのか、毎年ちゃんと雇うのか、その辺を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

人数の件にまずお答えいたします。段階的に定年が延びるということで、これは職員が定年延長を仮に全員が選択をした場合の人数になりますが、令和6年度に新規定年延長者として入られる方が1名、令和7年度が3名、令和8年度が4名、令和9年度が2名、令和10年度が5名という形で、令和10年度までの人数を申し上げましたが、そういった形で段階的に新規の定年延長になられる方を推計しております。それから、採用計画につきましては、委員おっしゃるように定年退職者がいない年度が発生いたします。ただ、そういった場合にでも、組織の活性化また組織の停滞化を防ぐために採用は継続して行

う予定としております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

最初に言った数字が毎年何人かよく分からなかったんですけども。それともう1つ聞きたいのは、これからの10年間は辞める人数が少なく採用人数も少ないという考え方になるので、その辺は長期的にどうなのかなってところが少し引っかかったんですけど。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

最初のご質問、偶数年ごとに退職者が出てまいります。例えば令和5年は延長にありますのでゼロです。令和6年度が1人です。令和7年度がゼロ。そして令和8年度が3名。令和9年がゼロで、令和10年が5名という形でなっております。ただ、退職がゼロの年も採用しないということではなくて、毎年、例えば2人、3人という形で継続的に募集をかけないと、長与町に応募される方っていうのがいなくなってしまうと困りますので、そこは活性化を図るためにも毎年継続した雇用をしていくように計画をしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この説明資料の中で（3）の①で、60歳に達した日以後の定年前に退職した職員を本人の希望により、短時間勤務の職に再任用できる制度を設けると、このように書いてあるわけですが、これはフルタイムはできないんですかね。というか今回の新制度で、60歳以降定年退職した人を再雇用していくわけですけども、その人たちはフルタイムになるのか、全員ですね、65歳まで。短時間はないのかどうか、併せて回答をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

定年延長となった職員はフルタイムで働いていただくという形になってまいります。そのフルタイムはもうちょっと厳しいという方についてはいったん退職をしていただいて、今までありました再任用という形で、フルタイムではなくて短時間職員という形になってまいります。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっきの(3)の①60歳に達した日以後の定年前に退職した本人の希望、これはもう短時間勤務しかできないと、こういうことですかね、確認です。のみですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

いったん退職した職員はショートタイムでしか勤務ができないということでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で、14時15分まで休憩します。

（休憩 14時04分～14時12分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、議案のご説明を申し上げます。先ほどの議案第70号と同様に、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が65歳に引き上げられることを受けまして、定年引き上げ後の関係条例について所要の改正を行うものでございます。本議案の対象となる条例は、一部改正が9条例、廃止が1条例でございまして、主な改正内容についてご説明いたします。第1条と第3条は、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正、および学校職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正でございまして、降給に関する経過措置として、特例措置による降給が職員の意に反する降給とする旨を規定するものでございます。第2条と第4

条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、および学校職員の懲戒及び効果に関する条例の一部改正でございまして、減給の効果が定年引き上げにより現に受ける給料月額の10%を超えないように規定をしております。第5条では長与町職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給料の取り扱いについて規定するものでございます。附則において、当分の間、定年引き上げ後の給料について、定年前の給料の7割とすることを規定するとともに、定年前、再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるほか、字句の修正を行うものでございます。第6条は、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございまして、再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制度が制定されることに伴う所要の改正および引用条項の変更を定めるものでございます。第7条は、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、定年前再任用短時間勤務制が制定されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。第8条は、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、任命権者の報告事項について、今回新たに制定する定年前再任用短時間勤務職員を報告の対象とするものでございます。第9条は、長与町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、育児休業および育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、役職定年を延長された管理監督職を占める職員を加えるものでございます。第10条は、長与町職員の再任用に関する条例の廃止でございまして、本条例につきましても、定年前再任用短時間勤務制が新たに導入されることから、廃止するものでございます。附則につきましても、第1条において施行期日を令和5年4月1日とし、第2条において用語の定義を、第3条以降においては暫定再任用職員の給与に関する経過措置について規定をしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

役職定年というのは今何歳で、今回定年延長になったら何歳、60歳になるんですかね。そのところ確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

現在60歳でございまして、定年延長になっても60歳が役職定年の年齢になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

基本的なことなんですけれども、第3条で学校職員の分限に関する手続き等とうたっているんですが、この場合学校職員っていうのは誰を指しているのかっていうのを教えてもらえますか。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

ここで指します学校職員でございますが、県費負担の教職員は除くものでございまして、町独自で学校で勤務するために任用される職員が対象になるんですが、現状では該当がございません。以前であれば用務員として勤務された方が該当になりますが、そういった場合が生じた場合にこの条例が適用になるということになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第72号に入っていきますが、これに関しては74号まで説明の内容としては一緒ですので、提案理由の説明は一緒に行っていただいて、質疑を別々にしていきたいというふうに思います。それでは、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第72号から74号につきまして、まとめてご説明申し上げます。本議案は町議会議員および三役の期末手当の支給割合につきまして、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて改正を行うものでございます。第1条におきましては、期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げ、総支給割合を3.3か月分とするものでござ

います。第2条におきましては、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の165に改めるものでございます。なお、附則につきましては、本条例第1条は公布の日から施行、令和4年12月1日から適用するものとし、第2条は令和5年4月1日から施行することとし、附則第3項においては期末手当の内払いについて定めております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第72号長与町議会議員の分の報酬についての質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第72号に反対の立場から討論を行います。この議案の内容は、議員の期末手当の引き上げであります。地方議員と言いましても、都道府県や政令市の議員とは違い町議会議員の報酬は決して多いとは言えません。この報酬の低さから、町議のなり手不足の原因の一つとも言われております。従いまして、議員報酬は低ければ低いほど良いというふうには思っておりません。しかし現在、住民と対話をすると「コロナ禍の中で景気が大変厳しい」「給与はなかなか上がらない」「年金は下がる」「物価は上がり生活はますます厳しくなる」、そういう声が、今非常に多く聞こえてまいります。こうした声がある中で、今回の引き上げ額、議員のなり手が増えるほどの額でもありませんし、引き上げは我慢し、今回は見送った方が良いのではないかというのが率直な気持ちであります。ついでに、一般職の公務員につきましては、労働基本権が制約された中で人事院勧告に準じた改定を行うということに理解をいたしますし、特に本町の職員におかれましては、小人数で類似団体と同等の仕事量を業務を遂行しているということで引き上げは妥当と思いますが、特に特別職にあつては今は現状維持でいくべきだという立場から、本議案に反対をいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に賛成討論はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私は本議案に賛成の立場から討論いたします。長与町議会の議員の期末手当、他の特別職もそうなんですけれども、ある時期からは人事院勧告に基づく上げ下げを履行してきました。ちなみに、前回の人事院勧告は、下げる方向の提案でしたので、当然、長与町議会も下げる方向で動いたと思います。そのため、この部分につきましては、我々の恣意が

働くというよりも、人事院勧告に基づいて働くというふうな統一が図られており、今回もその上程だったと理解しております。以上の理由から賛成討論といたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

73号につきましても、その前の72号と同様な理由であります。実体経済としては、コロナ禍の中で大変厳しい社会経済情勢があるという中で、特に特別職にあっては今は現状維持でいくべきだという立場から、本議案に反対をいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第74号につきましても、議案第73号と同じ理由によりまして反対を表明させていただきます。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は人事院勧告の内容に準じて町職員の勤勉手当における支給割合および給料月額の設定を行うものでございます。令和4年8月の人事院勧告におきまして民間給与との較差を埋めるため、初任給および若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされております。長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ条例改正を行うものでございます。第1条におきましては、職員の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、期末・勤勉手当の総支給割合を4.4月分とし、再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当の総支給割合を2.3月分とし、別表第1の給料月額を改定するものでございます。第2条は、勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改めるものでございます。なお、附則につきましては、本条例第1条は公布の日から施行、令和4年4月1日から適用するものとし、第2条は令和5年4月1日から施行することとし、附則第3項においては給与の内払いについて定めております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

職員の給与を人事院勧告の内容に準じて変更するという点について、人事院勧告が出された後に年によって、臨時議会を開いてそこで議会にかける場合があったり、こういうふうに定例会でかけたりというふうにはばらつきがあるわけです。その違いがどうやって発生するのか、そこをまずお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

議会の時期につきましては、令和2年度、令和3年度につきましては、期末手当の減額改定であったために遡及適用というものができず、議決後から支給する期末手当から反映させる必要があったため、支給の基準日より先に議決をいただく必要がございます。令和2年度でいきますと、12月期の一時金を支給するための基準日が12月1日であることから、11月中に議決をいただく必要がございました。今回は逆に増額での改定という形になりますので、令和4年4月に遡って追加で支給することが可能となります。そのため、12月期の一時金の支給は条例改正前の支給率でいったん支給をさせていただいて、議決をいただいたあとに増額改定後の月例給と合わせて、4月分から計算をし直しまして、差額が生じたものを別途支給する予定ということになりますので、増額になるか減額になるかというところで議決をいただく時期を分けさせていただいているという形になります。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今回の条例は大きく、期末手当に関する部分といわゆる若年層の基本給を上げるという部分だと思うんですけども、後者の方で今日いただいた参考資料を拝見すると、1級で言えば87号給が、1級、2級、3級とそれぞれあるんですけども、87号給が一番給料が高い人でちょっと上がる、数百円ですけどね。当然、役職が上がるにつれて右の方の2級、3級と上がっていくから、当然上に上がってまた斜めに上がっていますね。で、大体この87号給辺りは年齢層的にはどのぐらいに当たるのか。何かそういった情報がありますか。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

現行の給与の運用でいきますと、1級の87号給まで1級のまま支給するという職員は現状おりません。おっしゃるように経験年数とともに1級から2級、2級から3級という形で級が昇給をしまして、級が変わっていくという形になります。初任給で言いますと、

大卒で3,000円月例給が上がります。それから、30代半ばまでの職員が増額の対象になります。やはり20代の若い職員は増額幅が3,000円と一番大きくて、30代になるにつれてその増額の幅が少なくなっていくというような改定になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は人事院勧告の内容に準じて、会計年度任用職員の報酬基準月額を改定を行うものでございます。令和4年8月の人事院勧告における給料月額を引き上げに伴い、別表第2における報酬基準月額を改定するものでございます。なお、附則につきましては、公布の日から施行、令和4年4月1日から適用するものとし、附則第3項においては、給与の内払いについて定めております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

参考までの質問になってしまうんですけども、お聞きしたいのが、本会議の質疑の中で、雇い止めが3年というところが長与町はその規定を外しているということだったん

ですけれども、現在雇用されている会計年度職員は、辞めるときというのは本人が辞めた
いというときに辞めるのでしょうか。それとも、例えばこの施策に対してこういう人材が
いるので、この人材を雇うがためにこっこの今まで雇っていた会計年度任用職員を、今年
度までとかいう方法でいったん辞めてもらって、こちらの人員を増やすってというような
やり方なんですかね。個別にちょっとあまり言えばあれなので、その雇い方というか、辞
め方、辞めさせるっていうのはちょっと言葉があれなので、そこら辺がどういうふうな雇
い方をされているのかなと思って。参考程度に教えてください。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

事業の実施に応じた人員配置っていうのを、会計年度任用職員については各所管課の
方でしていただくような形になってまいります。ですから辞めていただくっていうのは
一定事業が終了したとき、例えば期間が決まっているものなんかは最初から決まってお
りますけれども、その事業自体が何らかの理由があってその事業自体なくなった場合に
は、その事業のために雇いをしているわけですから、そういったことになろうかと思いま
す。それから、辞めてまた新しい事業っていうときに、その事業に移行ができる方であれ
ばよろしいですけれども、専門職の方であったりとかそういった方については、やはりそ
こそこの事業に応じて必要な人材を募集するという形になってこようかと思えます。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の総務厚生常任委員会はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。所管の皆さ
まにおかれましてもありがとうございました。お疲れさまでした。

（閉会 14時42分）